

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案について

1 趣旨

地方税法(昭和25年法律第226号)等の一部改正に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)等の一部を改正しようとするもの。

2 概要

(1) 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差に対応して税源の偏在を是正する観点から、消費税率10%段階において復元される法人の事業税(所得割・収入割)の一部(法人の事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(国税)とするために、法人の事業税の税率を見直す。(第2条による改正後の第38条の3、付則第18条関係)【令和元年10月1日施行】

<例：資本金1億円超の普通法人>

	税率		
	(現行)	(復元後)	(改正後)
事業税	0.7% ⇒	3.6% ⇒	1%
国税(※)	2.9% ⇒	—	2.6%
事業税+国税	3.6% ⇒	3.6%	3.6%

※ 現行は地方法人特別税(暫定的な偏在是正措置)、改正後は特別法人事業税の税率であり、どちらも所得に対する率に換算

(2) 車体課税の見直し

平成28年度税制改正により、令和元年10月1日に自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税に環境性能割が創設される。

消費税率10%への引上げにあわせ、自動車需要を平準化するとともに、燃費性能の優れた自動車の普及等を図る観点から、環境性能割および種別割(現行の自動車税)について、以下の措置を講ずる。

ア 種別割の税率引下げ(恒久減税)

令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、種別割の税率を引き下げる。(第2条による改正後の第73条の5関係)【令和元年10月1日施行】

税率区分	~1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超~
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円

※ 自家用乗用車の税率を基に定めているキャンピング車の税率も▲3,600円~▲800円引き下げる。

イ 地方税財源の確保（恒久減税による減収の補填）

(7) 環境性能割の税率の適用区分の見直し

環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車に係る環境性能割の税率の適用区分を見直す。（第2条による改正後の第66条関係）【令和元年10月1日施行】

<自家用乗用車>

区 分		税 率	
		改正前	改正後
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス車（H30規制適合またはH21規制からNOx10%低減達成）、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車（H30規制適合またはH21規制適合）		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	H32燃費基準+20%達成		
	H32燃費基準+10%達成		
	H32燃費基準達成	1.0%	2.0%
	H27燃費基準+10%達成	2.0%	3.0%
上記以外の車		3.0%	3.0%

※ 排出ガス保安基準および燃費基準は、地方税法の表記が改正されるまでは引き続き「平成」を用いる。

(i) 種別割のグリーン化特例（軽課）の大幅見直し

自家用乗用車に係る種別割のグリーン化特例（軽課）の適用対象を重点化する。（第3条による改正後の付則第10条の3関係）【令和3年4月1日施行】

【改正前】

取得期間：平成30年度
軽課年度：令和元年度（取得の翌年度分のみ）

【改正後】

取得期間：令和3、4年度
軽課年度：令和4、5年度（取得の翌年度分のみ）
※ 令和元、2年度取得分については、現行の特例措置を継続する。

区 分	軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（H30規制適合またはH21規制からNOx10%低減達成）、クリーンディーゼル車（H30規制適合またはH21規制適合）	75%軽減
H32燃費基準+30%達成	
H32燃費基準+10%達成	50%軽減

⇒

区 分	軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（H30規制適合またはH21規制からNOx10%低減達成）、クリーンディーゼル車（H30規制適合またはH21規制適合）	75%軽減
H32燃費基準+30%達成	軽減なし
H32燃費基準+10%達成	軽減なし

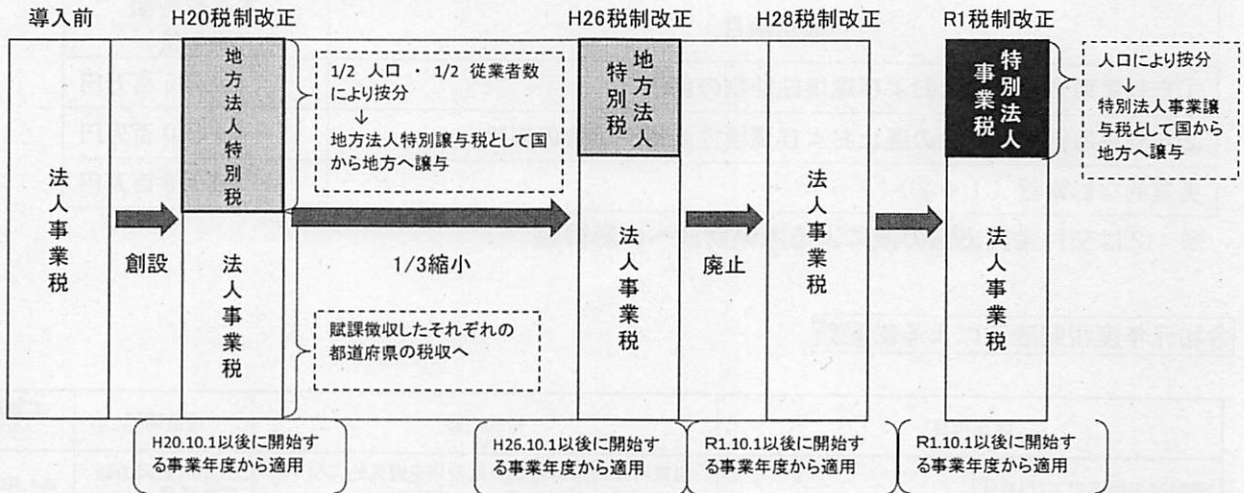
ウ 環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%分軽減する。（第2条による改正後の付則第10条の2の11関係）【令和元年10月1日施行】

(3) 所要の規定の整備

(参考1) 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地方法人課税に係る偏在是正措置の変遷



地方法人特別税・譲与税の実績額

	国への払込額 ①	譲与額 ②	収支 ②-①
平成 28 年度	161 億円	193 億円	32 億円
平成 29 年度	213 億円	201 億円	▲12 億円
平成 30 年度 (見込み)	230 億円	227 億円	▲3 億円

特別法人事業税・譲与税による影響額 (平成 29 年度実績による試算・平年度ベース)

国への払込額 ①	譲与額 ②	収支 ②-①
191 億円	201 億円	10 億円

現行の偏在是正措置

地方法人特別税・譲与税

- 法人事業税の一部を国税化 (所得割2.9%、収入割0.4%相当額)
- 1/2を人口、1/2を従業者数で配分

地方法人特別税 (県から国に払込) 213億円	減収額 12億円
地方法人特別 譲与税 (国から県に配分) 201億円	

減収の解消 +12億円
増収の発生 +10億円
制度改正による 影響額 +22億円

改正後の偏在是正措置

特別法人事業税・譲与税

- 法人事業税の一部を国税化 (所得割2.6%、収入割0.3%相当額)
- 全額人口で配分
- 普通交付税の不交付団体は譲与制限あり(当初算出額の25%)

増収額 10億円	特別法人事業 譲与税 (国から県に配分) 201億円
特別法人事業税 (県から国に払込) 191億円	

(参考2) 車体課税の見直し

平成28年度税制改正による影響額

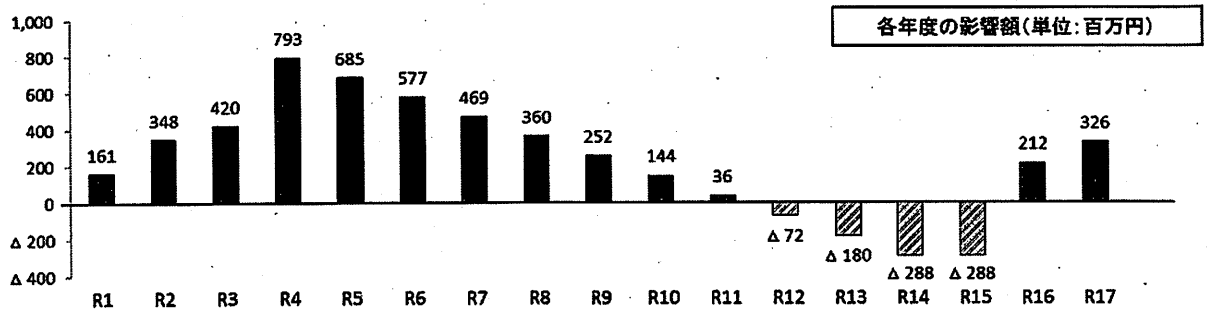
改正項目	本県影響額 (平年度)
①自動車取得税の廃止および環境性能割の創設	△736百万円
②自動車取得税交付金の廃止および環境性能割交付金の創設	+560百万円
実質的な影響額(①+②)	△176百万円

※ ②は交付金支出額の減による本県財政への影響額

令和元年度税制改正による影響額

改正項目	措置内容	措置期間	本県影響額 (平年度)
種別割の税率引下げ【6月】	・自家用乗用車の自動車税税率を恒久的に引下げ ・引下げ幅は△4,500円～△1,000円	R1.10.1以降の新車登録分から	△1,405百万円
環境性能割の税率の適用区分の見直し【6月】	・環境性能割の税率適用区分の引上げ	R1.10.1～	+483百万円
種別割のグリーン化特例(軽課)の大幅見直し【6月】	・軽減対象を電気自動車等に絞り込み	R3.4.1～R5.3.31の取得分	+334百万円
自動車取得税のエコカー減税の見直し【3月専決】	・軽減対象の区分を絞り込み	H31.4.1～R1.9.30	+41百万円
都道府県自動車重量税と税制度の創設【改正不要】	・国税である自動車重量税から都道府県への譲与税制度を創設	R1年度～	+635百万円
揮発油税から地方揮発油税への税源移譲【改正不要】	・揮発油税(国税)から地方揮発油税(譲与税財源)への税源移譲	R16年度～	+164百万円
環境性能割交付金に係る交付率の見直し【改正不要】	・都道府県と市町村との財源調整のため、環境性能割交付金の交付率を引下げ	R1.10.1～	+115百万円
需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減【6月】	・環境性能割導入後1年間に限り、自家用乗用車の税率を1%引下げ	R1.10.1～R2.9.30	△649百万円

注. 影響額は平成29年度実績を基に機械的に算出したものであり、今後販売される自動車の燃費性能向上等は見込んでいない。



滋賀県税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、法人の事業税、自動車税等に係る規定の整備を行うため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 法人の事業税の税率について、以下の措置を講ずることとします。（第2条による改正後の第38条の3および付則第18条関係）

ア 令和元年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税について、税率を次のとおりとすることとします。

(ア) 資本金の額または出資金の額が1億円超の普通法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7
所得のうち年800万円を超える金額	100分の1

(イ) 特別法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

(ウ) 資本金の額または出資金の額が1億円以下の普通法人等の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3
所得のうち年800万円を超える金額	100分の7

(エ) 収入金額課税法人の収入割の税率

収入金額	100分の1
------	--------

イ 令和元年10月1日以後に開始する各事業年度に係る特定の協同組合等の法人の事業税の所得割について、税率を次のとおりとすることとします。

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

(2) 自動車税

ア 環境性能割の税率を次のとおりとすることとします。（第2条による改正後の第66条関

係)

(7) 次に掲げるガソリン自動車 100分の1

a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

① 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

② 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(b) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

② 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

c 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

② 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

② 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

e 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

② 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 次に掲げる石油ガス自動車 100分の1

a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

① 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

② 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

① 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

② 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(7) 次に掲げる軽油自動車 100分の1

a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

① 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

② 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

c 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

① 平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

② 平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

d 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて

得た数値以上であること。

- (エ) 次に掲げるガソリン自動車（(7)の適用を受けるものを除く。） 100分の2
- a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- ① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ② 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- ① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ② 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- c 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- ① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ② 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- ① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ② 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- e 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (a) 次のいずれかに該当すること。
- ① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - ② 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (オ) 次に掲げる石油ガス自動車 ((イ)の適用を受けるものを除く。) 100分の2
- a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- ① 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - ② 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- ① 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - ② 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (カ) 次に掲げる軽油自動車 ((イ)の適用を受けるものを除く。) 100分の2
- a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- ① 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - ② 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて

得た数値以上であること。

c 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

① 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

② 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

d 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること

(キ) (7)から(カ)までの適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3

イ 自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）に対して課する種別割の税率を次のとおりとすることとします。（第2条による改正後の第73条の5関係）

(7) 総排気量が1リットル以下のものまたは電気自動車 年額 25,000円

(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 30,500円

(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 36,000円

(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 43,500円

(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 50,000円

(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 57,000円

(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 65,500円

(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 75,500円

(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 87,000円

(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 110,000円

ウ キャンピング車に対して課する種別割の税率を次のとおりとすることとします。（第2条による改正後の第73条の5関係）

(7) 総排気量が1リットル以下のものまたは電気自動車 年額 20,000円

(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 24,400円

(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 28,800円

(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 34,800円

(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 40,000円

(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 45,600円

(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 52,400円

(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 60,400円

(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 69,600円

(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 88,000円

エ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が一般乗合用バスを取得した場合の当該取得された一般乗合用バスに係る環境性能割の非課税措置について、その措置の対象となる路線を国または県が公共交通機関の運行を確保し、または維持するために交付する補助金の対象となる路線のうち、国、県または市町から車両を購入するための補助金を受けて取得した一般乗合用バスが運行される路線（当該一般乗合用バスを取得した時における路線に限る。）とすることとします。（第2条による改正後の付則第10条の2の9関係）

オ 知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとします。（第2条による改正後の付則第10条の2の10関係）

カ 自家用の乗用車に対するア(エ) b、ア(オ) bおよびア(キ)の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、ア(エ) bおよびア(オ) bの「100分の2」とあるのは「100分の1」と、ア(キ)の「100分の3」とあるのは「100分の2」とすることとします。（第2条による改正後の付則第10条の2の11関係）

キ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車または一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行為されたときに限り、通常の取得価額から1,000万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。（第2条による改正後の付則第10条の2の12関係）

ク 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行為されたときに限り、通常の取得価額から650万円（乗車定員が30人未満のものは、200万円）を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。（第2条による改正後の付則第10条の2の12関係）

ケ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものについて、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行為されたときに限り、通常の取得価額から100万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。（第2条による改正後の付則第10条の2の12関係）

コ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置または車線

逸脱警報装置のいずれか2以上を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から525万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。(第2条による改正後の付則第10条の2の12関係)

(7) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)および平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

(イ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上もしくは公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(ロ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

サ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、(7)から(ロ)までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、(エ)に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。(第2条による改正後の付則第10条の2の12関係)

(7) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(イ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報

装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(ウ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(エ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

シ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。(第2条による改正後の付則第10条の2の12関係)

(ア) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(イ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(ロ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ス バス等または車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックもしくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和2年10月31日(バス等および車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。(第2条による改正後の付則第10条の2の12関係)

セ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措

置について、次のとおり延長することとします。(第2条による改正後の付則第10条の3関係)

(7) 環境負荷の少ない自動車

平成30年度、令和元年度および令和2年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとします。

- a 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもの、石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のものおよび軽油自動車のうち平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車について、税率の概ね100分の75を軽減することとします。
- b ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のものおよび石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のものについて、税率の概ね100分の50を軽減することとします。

(イ) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。)、一般乗合用のバス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。)に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15(バスおよびトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講ずることとします。

- a ガソリン自動車または石油ガス自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回

新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

ソ 特定日（令和元年 10 月 1 日）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車または同日までに地方税法の施行地外で運行に相当するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率を次のとおりとすることとします。（第2条による改正後の付則第10条の3の2関係）

- (ア) 総排気量が1リットル以下のものまたは電気自動車 年額 29,500円
- (イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 34,500円
- (ロ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 39,500円
- (ハ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 45,000円
- (ニ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 51,000円
- (ホ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 58,000円
- (ヘ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 66,500円
- (ニ) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 76,500円
- (ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 88,000円
- (コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 111,000円

タ 特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車または同日までに地方税法の施行地外で運行に相当するものの用に供されたことがあるキャンピング車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率を次のとおりとすることとします。（第2条による改正後の付則第10条の3の2関係）

- (ア) 総排気量が1リットル以下のものまたは電気自動車 年額 23,600円
- (イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 27,600円
- (ロ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 31,600円
- (ハ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 36,000円
- (ニ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 40,800円
- (ホ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 46,400円
- (ヘ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 53,200円
- (ニ) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 61,200円
- (ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 70,400円
- (コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 88,800円

チ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとします。（第2条による改正後の付則第10条の3の2関係）

(ア) 環境負荷の少ない自動車

- a 次の期間に初回新規登録を受けた自家用の乗用車について、当該登録の翌年度に次

の特例措置を講ずることとします。

(a) ソの適用を受ける自家用の乗用車のうち、セ(7)aに掲げるものに対するソの適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の75を軽減することとします。

(b) ソの適用を受ける自家用の乗用車のうち、セ(7)bに掲げるものに対するソの適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の50を軽減することとします。

b 次の期間に初回新規登録を受けたキャンピング車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとします。

(a) タの適用を受けるキャンピング車のうち、セ(7)aに掲げるものに対するタの適用については、当該キャンピング車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割に限り、当該キャンピング車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の75を軽減することとします。

(b) タの適用を受けるキャンピング車のうち、セ(7)bに掲げるものに対するタの適用については、当該キャンピング車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割に限り、当該キャンピング車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の50を軽減することとします。

(イ) 環境負荷の大きい自動車

a ソの適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車を除く。）のうち、セ(イ)に掲げるものに対するセ(イ)aおよびセ(イ)bに定める年度以後の年度分の種別割に係るソの適用については、税率の概ね100分の15を重課する特例措置を講ずることとします。

b タの適用を受けるキャンピング車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車を除く。）のうち、セ(イ)に掲げるものに対するセ(イ)aおよびセ(イ)bに定める年度以後の年度分の種別割に係るタの適用については、税率の概ね100分の15を重課する特例措置を講ずることとします。

ツ 知事は、納付すべき種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取

り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとします。(第2条による改正後の付則第10条の3の3関係)

テ 被災自動車等または対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認める自動車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、当該取得された自動車に係る環境性能割の納税義務を免除する措置を講ずることとします。(第2条による改正後の付則第23条関係)

ト 被災自動車等または対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の種別割の納税義務を免除する措置を講ずることとします。(第2条による改正後の付則第25条関係)

(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間 令和元年度分および令和2年度分

(4) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間 令和2年度分および令和3年度分

ナ 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車および軽油自動車(平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車に限る。)のうち、自家用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の75を軽減することとします。(第3条による改正後の付則第10条の3関係)

(3) 法人の県民税および法人の事業税に係る納税申告書について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金1億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、知事の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとする等所要の措置を講ずることとします。(第5条による改正後の滋賀県税条例等の一部を改正する条例第3条関係)

3 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、2(1)および(2)アからトまでは令和元年10月1日から、2(2)ナは令和3年4月1日から、それぞれ施行することとします。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととします。